

お知らせ

当院は保険医療機関の指定を受けています

1. 当院には以下の病棟があります

医療保険適用病棟 170床

1 病棟（療養病床50床） 療養病棟入院基本料1

当病棟では1日に8人以上の看護職員（看護師・准看護師）及び8人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の看護職員及び看護補助者1人あたりの受け持ち数は次のとおりです。

【看護職員】

朝8:30～夕方17:00
9 人以内

夕方16:30～深夜1:00
50 人以内

深夜0:30～朝9:00
50 人以内

【看護補助者】

朝8:30～夕方17:00
13 人以内

夕方16:30～深夜1:00
25 人以内

深夜0:30～朝9:00
25 人以内

2 病棟（一般病床60床） 特殊疾患病病棟入院料1

当病棟では1日に20人以上の看護要員（看護師・准看護師及び看護補助者）が勤務しています。

なお、時間帯毎の看護要員1人あたりの受け持ち数は次のとおりです。

【看護要員】

朝8:30～夕方17:00
5 人以内

夕方16:30～深夜1:00
15 人以内

深夜0:30～朝9:00
15 人以内

3 病棟（一般病床60床） 特殊疾患病病棟入院料1

当病棟では1日に20人以上の看護要員（看護師・准看護師及び看護補助者）が勤務しています。

なお、時間帯毎の看護要員1人あたりの受け持ち数は次のとおりです。

【看護要員】

朝8:30～夕方17:00
5 人以内

夕方16:30～深夜1:00
15 人以内

深夜0:30～朝9:00
15 人以内

※ 当院は、関東信越厚生局長に下記の届出を行っています。

療養病棟入院基本料1（第1病棟）

当院では、長期療養を行う必要な体制が整備されています。

特殊疾患病病棟入院料1（第2, 第3病棟）

当院では、特殊疾患医療を行う必要な体制が整備されています。

入院時食事療養（I）（第2, 第3病棟）、入院時生活療養（I）（第1病棟）

当院では、管理栄養士によって管理された給食が適時（夕食については午後6時以降）、適温で配膳する食事療養を行っています。

脳血管疾患等リハビリテーション料（I）

当院では、医師の監督指導の下、理学療法士5名以上、作業療法士3名以上、言語聴覚士1名以上が常勤しており、160m²以上の専用訓練施設を有し、患者様と1対1で重点的に個別的訓練を行っています。

運動器リハビリテーション料（I）

当院では、医師の監督指導の下、理学療法士又は作業療法士合わせて4名以上が常勤しており、100m²以上の専用訓練施設を有し、患者様と1対1で重点的に種々の運動療法、実用歩行訓練、日常生活活動訓練、物理療法、作業療法などを行っています。

呼吸器リハビリテーション料（I）

当院では、医師の監督指導の下、経験を有する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士2名以上が常勤しており、100m²以上の専用訓練施設を有し、患者様と1対1で重点的に呼吸訓練、種々の運動療法などを行っています。

医療安全対策加算2

当院では、専任の医療安全管理者を配置し、医療安全確保のための対策を推進しています。

また、医療安全管理者による、患者様への相談・支援も行っています。

医療安全対策地域連携加算2

当院では、医療安全対策について他の医療機関と連携し、医療安全対策に関する評価を行っています。

検体検査管理加算（I）

当院では、臨床検査の精度管理を行い、緊急検査が常時できる体制にあります。

コンピュータ断層撮影（CT撮影）

当院では、16列以上64列未満のマルチスライス型のCT装置を使用して撮影を行っています。

磁気共鳴コンピュータ断層撮影（MRI撮影）

当院では、1.5テスラ未満のMRI装置を使用して撮影を行っています。

認知症ケア加算2

当院では、当該患者様の行動・心理症状等を把握し、看護計画管理を行い、適切な研修を受けた看護師を各病棟に3名以上配置しています。

データ提出加算1及び3

当院では、入院医療を担う保険医療機関の機能や役割の分析・評価を行っています。

神経学的検査

当院では、神経系疾患の診療を担当する医師が、総合的な神経学的な検査を行い、その結果を患者様及びご家族様にご説明いたします。

患者サポート体制充実加算

当院では、疾病に関する質問、生活上及び入院上の不安等、様々な相談に対応しております。

医療DX推進体制整備加算

当院では、マイナ保険証により得られる薬剤情報等を診察室等でも活用できる体制が整備されています。

診療録管理体制加算2

当院では、適切な診療記録の管理ができる体制にあります。

薬剤管理指導料

当院では、必要に応じて適切な服薬指導を行う体制が整備されています。

経腸栄養管理加算（1病棟）

当院では、新たに経腸栄養を開始された患者様へ、適切な管理を行う体制が整備されています。

外来・在宅ベースアップ評価料（I）

入院ベースアップ評価料25

当院は、職員への賃上げに対し評価を受けています。

2. 当院においては患者様の負担による付添看護は行っておりません。

3. その他

各種保険、労災、生活保護法、その他各法指定